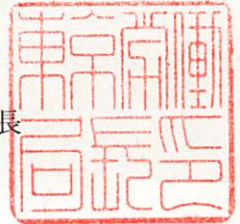


行政文書不開示決定通知書

橋本 策也 様

東京労働局長



令和5年8月4日付け（同日受付）の行政文書の開示請求（開第5-241号）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 不開示決定した行政文書の名称

2023年8月4日 午前開催の東京地方最低賃金審議会、専門部会の開催決定書面、会議資料、出席者名簿、発言者などがわかる会議メモ、会議録音記録

2 不開示とした理由

2023年8月4日開催の東京地方最低賃金審議会、専門部会に係る会議資料、出席者名簿については、東京地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項に基づき、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合」に該当することを理由として専門部会長が非公開としている。当該運用は、法第5条第5号に該当するため、不開示とした。

専門部会の開催決定書面、発言者などがわかる会議メモ及び会議録音記録については、作成しておらず、行政文書を保有していないため、不開示とした。

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなることにご注意ください。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所、原処分庁管轄地方裁判所又は特定管轄裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなることにご注意ください。）。

* 担当課等

東京労働局労働基準部賃金課

東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎13階

電話 03-3512-1614